

市町村における児童虐待対応の課題

— 要保護児童対策地域協議会に関する先行研究レビューより —

馬場 文

I. はじめに

1. 児童虐待をとりまく現状

児童虐待は、子どもの生命、心身の発達、そして人格の形成に重大な影響を及ぼす非常に深刻な問題である。わが国では、児童虐待の問題は長らく児童福祉法の要保護児童対策として対応されてきたが、平成12（2000）年11月に漸く「児童虐待の防止に関する法律（以下、児童虐待防止法）」が施行され、児童虐待への対応や発生防止のために、さまざまな対策が講じられるようになった。

児童虐待防止法施行後、子どもによる配偶者暴力の目撃が心理的虐待に追加されたこと、児童相談の第1次的相談窓口として市町村が位置づけられたこと、市町村に要保護児童対策地域協議会（以下、要対協とする）の設置が努力義務化されたこと、児童の保護に関して未成年後見人請求を行っている間の親権代行、正当な理由なく立入調査を拒否した場合の罰則強化、出頭要求や家庭内臨検・子どもの搜索の制度化などの創設、親権の一時停止制度の創設や未成年後見制度の改正、子どもの最善の利益を確保するための児童福祉施設長の権限強化等の措置の創設など、児童虐待対応に関する法制度整備の進捗は一定評価されている（柏女 2013）。

一方、全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、毎年増加の一途をたどり、平成27年度（速報値）は103,260件にも上っている（厚生労働省 2016）。山縣（2013）は、これらの児童相談所の相談件数以上に市町村で対応されている件数が多いことを指摘している（ただし、これらは重複が調整されておらず、行政が把握している、正確な児童虐待相談件数の総数は不明である）。平成26（2014）年度の市町村虐待相談対応件数は87,694件であり、これも増加の一途をたどっている（前年度 79,186件）。これは、平成16（2004）年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先のひとつに位置づけられ、また一般住民に対する児童虐待に関する啓発も活発化し、住民に身近な市町村により多くの相談が寄せられているという影響が考えられる。

さらに、児童虐待による死亡事例も後を絶たない状況である。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」（厚生労働省 2016）によると、平成26（2014）年4月1日から平成27（2015）年3月31日までに発生または表面化した子どもの虐待死事例（心中以外）は43例（44人）、重症事例（死亡に至らなかった事例）は10事例（10人）であり、毎年多くの子どもの生命が失われ、また人権が侵害されている現状がある。

では、実際に対応されている児童虐待の多くの事例は、どのような状況にあるのだろうか。特に近年は、「子ども虐待はすべての社会階層において発生するが、貧困・生活困難層にその比率が高く、問題が深刻化しやすい」（松本ら 2010:10）と述べられているように、子どもを取り巻く貧困問題と児童虐待との関連が指摘されており、生活背景に複雑で困難な課題を抱えているものが多い。松本（2013）は、子どもと家族が直面する複合的困難に関する調査を行い、平成15年度に北海道内の児童相談所で虐待相談として受理された事例について、（1）子どもの障害・親の障害・DVのいずれか、（2）経済問題、（3）社会的孤立、のうち複数の課題を併せ持つ事例が約75%を占めるという結果を報告している。

2. 市町村に求められる役割と機能

わが国の児童虐待対応や防止対策の根拠法令は、主に「児童福祉法」と「児童虐待防止法」である。これらの法律は、先述したように児童虐待の深刻な状況を踏まえ、度々改正が重ねられてきた。特に平成16（2004）年には、両法律が相次いで改正され、市町村が子どもに関する相談の第一線機関に位置づけられ、児童相談所や福祉事務所に加え、市町村も虐待の通告先となった。平成19（2007）年の「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、要対協の設置（市町村）が努力義務化された。さらに、平成20（2008）年の改正児童福祉法では、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援サービス（いずれも市町村で実施）が法定化され、要対協の機能強化も謳われた。

しかし、加藤（2013）は、「（要対協の設置に関して）現在一定の敷石はできつつあるが、人員・専門性の確保、支援計画の不在などの問題は解決できていない。担当者の働く環境条件が未整備のまま、担当者らの熱意で対応しているが、一方では燃え尽きている担当者も出現している」（加藤 2013:31）と述べている。また、「滋賀県における家庭児童相談に関する調査研究結果報告書」（山邊ら 2014）では、「他職種で協働できる仕組みとしての要対協の連携がうまく機能せず形骸化している市町が多くみられる」（山邊ら 2014:47）、「ソーシャルワークを意識したケース検討（の必要性）」（山邊ら 2014:47）、「（相談業務にあたる職員について）一定の水準以上の経験と知識・価値・技術をもった職員の育成が必要」（山邊ら 2014:48）といった課題が挙げられている。即ち、市町村の児童虐待対応の現場では、要対協の場を活用しつつさまざまな試行錯誤がされているが、未だ有効な支援技術などは確立しておらず、多くの課題を抱えながら模索中の状態であるといえる。

以上のような課題が指摘される中で、平成28（2016）年3月に児童福祉法の一部を改正する法律案が国会に提出され、同年5月27日に可決成立した（公布は平成28年6月3日・施行は平成28年10月1日及び平成29年4月1日）。この改正案の中では、要対協調整機関に専門職として「調整担当者」を置くことが努力義務とされ、その調整担当者は所定の研修を受けることが義務付けられている。この平成28（2016）年の改正により、児童虐待に関する市町村の役割や機能は、より一層重くなっていると捉えられる。

上記のような背景のもと、本稿では、市町村における要対協を核とした児童虐待対応の課題、特に今般の平成28（2016）年児童福祉法改正以前の課題を構造化してとらえるために行った先行研究レビューの結果と考察を述べる。

Ⅱ. 文献レビューの方法

1. 対象文献の抽出方法

文献の抽出には、CiNii Articles、医中誌 Web、Google Scholar、および J-GLOBAL の4つのデータベースを用いた。検索キーワードは「児童虐待 and 要保護児童対策地域協議会」および「児童虐待 and 市町村 and 要保護児童対策地域協議会」とした。2007～2016年の10年間に発表された論文を検索した。その中で、児童虐待対応に関して市町村要対協の取り組みに関する実態調査結果とその課題についての考察が述べられているものを抽出した。その結果、本研究では13文献をレビューの対象とした（表1）。

表1 本研究の対象とした文献の概要

著者	年	テーマ	目的・対象・方法	結果概要
加藤曜子	2007	市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究 市町村における虐待対応ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）実態と課題	目的: 虐待通告後市町村がどのように要対協として子どもの安全のためのシステム化を行うのか明らかにすること。 対象: 別の調査で「うまく要対協ができている」と報告のあった12市町村 方法: 質問紙を予め配布した後聴き取り調査を実施	初期対応の多くは児童相談所の支援が必要な状態。 要対協は、代表者会議の曖昧さや会議運営の課題がみられた。事例の主担当者を決定するための専門知識や専門職の不足がみられた。
加藤曜子	2007	市町村ネットワーク（要保護児童対策地域協議会多機関会議—実務者会議を中心に考える—	目的: 要対協の会議運営や、市町村の会議の課題をあきらかにすること。 対象: 2005年6月現在で要対協が発足していた65市町村、及び先進的取り組みをしている8つの県 方法: 65市町村に対しては郵送調査、先進的な8県には訪問調査を実施。	要対協の課題の要点として、①ネットワーク会議そのものの意義が十分に議論・検討されていない場合には活動がしにくい、②実務者会議内容と役割分担が十分に検討されておらず形式的になっている、③実務者会議と代表者会議の連携が十分でない、ということが明らかになった。
佐藤まゆみ 柏女霊峰	2008	市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政実施体制の再構築とその課題に関する研究—質問紙調査の単純集計結果を中心に—	目的: 市町村を中心とした子ども家庭福祉行政実施体制の再構築（地方間分権）ができるか否か、また市町村が対応すべき課題は何か、を明らかにすること。 対象: 要対協設置済みの1176市区町村 方法: 質問紙調査	市町村を中心とした子ども家庭福祉行政実施体制の再構築（地方間分権）ができるか否かについては、市町村担当者は「できる」と考えている傾向がある。しかし現状のままでは体制再構築は難しい。 市町村が対応すべき課題は、「兼務体制の限界を考慮し専門分野を理解した人材配置をすること」「専門職採用とその質の向上のための研修をセットで行うこと」「家庭の力を育てること」等9つの課題を提示した。
木下隆志	2008	阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について	目的: これからの市の役割として、サービスをつなぐ存在として機能強化する方向にあること、在宅支援ケースに対してトリートメント的な役割が主な業務になると考えられることをふまえて、阪神間という一定地域における子ども家庭福祉の情報収集をすること。 対象: 阪神間の2市の子ども家庭福祉主管部局の代表職員 方法: インタビュー調査	子どもの問題が非常に多様化しており、単にサービスの充実のみで解決できることではない、地域のつながりの希薄化の問題もあり地域力形成へのアプローチが必要、親の精神的な問題や人格面での問題を抱える事例の対応が困難、といった課題が挙げられた。

表1 本研究の対象とした文献の概要（続き）

著者	年	テーマ	目的・対象・方法	結果概要
佐藤まゆみ	2010	要保護児童対策地域協議会をもつ市町村の抱える課題の構造化に関する一考察	<u>目的</u>：要対協を持つ市町村の抱えている課題の詳細や構造を明らかにすること <u>対象</u>：要対協設置済みで、先駆的取り組みを実施している10自治体の要対協事務局担当者 <u>方法</u>：半構造化面接法によるインタビュー調査。分析方法はKJ法。	分析の結果、①児相との協働によるノウハウ伝達など自治体の対応力向上の取り組みをすること②専門職をより効果的に活用するための取り組みをすること③援助活動を工夫し最善の方策を見出す取り組みをすること④支援の連続性を考慮した援助活動⑤市区町村が広域かいずれで支えるか判断し援助するための取り組みをすること⑥効果的で実効性のある援助のための取り組み、の5つの課題（試案）が抽出された。
加藤曜子	2010	市町村ネットワーク調整機関の役割—要保護児童対策地域協議会調整機関と個別ケース検討会議参加機関調査から	<u>目的</u>：要対協の活動や運営実態を明らかにし、調整機関の役割を考察すること <u>対象</u>：要対協成立以前に虐待防止ネットワーク活動を始めており、個別ケース検討会を一定実施している19都市の調整機関担当者28名、要対協参加者122名 <u>方法</u>：郵送調査	調整機関担当者の対人援助資格所持率は75%。調整機関担当者は日常的に役割を理解してもらうよう連携の努力をしている。個別ケース検討会では、参加者の多くに「情報交換できた」等の前向きな認識あり。調整機関が会議を円滑に行えない場合に参加者の不満足感や理解の低さなどの傾向がみられる。個別ケース検討会では、調整機関は事例への理解を深める解説役や参加者の認識度の差を埋める仲介役、会議の進行・推進役となっていた。調整機関担当者は、個別ケース検討会議開催の判断や運営の役割を果たせる専門性の向上が求められる。
鈴木崇之	2010	会津管内における市町村要保護児童対策地域協議会の現状と課題	<u>目的</u>：会津管内における市町村要対協の課題整理 <u>対象</u>：会津管内の市町村の児童相談担当者 <u>方法</u>：要対協設置の助言や進捗確認のためのヒアリング内容と、児童相談体制強化実践研修時の情報交換内容の整理・分析	平成21年12月現在の会津管内の市町村要対協の設置率は82.4%であり、全国の設置率（97.6%）と比べて低い状況にある。また、すでに要対協を設置している市町村であってもその活用が十分に進んでいない。その背景には、市町村児童相談担当者の異動・ネットワーク参加者の固定化・スーパーバイザーの不在などのマンパワー不足、要対協設置意義についての理解不足・要対協事務局への信頼感の不足、市町村と児相との連携体制の問題、等の課題が挙げられた。
安部計彦	2011	ネグレクトに対する市町村の予防的取り組み	<u>目的</u>：全国の市区町村におけるネグレクトに対する予防的な取り組みの現状把握と、特徴や課題の抽出 <u>対象</u>：全国の市区町村（有効回答392市区町村） <u>方法</u>：質問紙調査	ネグレクトに対する予防的取り組みを行っていない、または予防という発想で虐待対応を考えていないと思われる市区町村は45%であった。予防的取り組みを行っている場合の内容は、啓発広報活動、ネグレクト疑いのある家庭への直接の関わり、保・幼・小・中の期間との連携・見守りであった。対象や担当部署によって予防的活動のないようが大きく異なる。保健と福祉は特に密接に連携することが必要。
加藤曜子	2011	市町村虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）のケースマネジメント—実務者会議の意義と児童相談所の役割—	<u>目的</u>：要対協実務者会議の意義と実務者会議における児相の役割を明らかにすること <u>対象</u>：月1回の実務者会議と複数回の個別ケース検討会議を開催する10都市 <u>方法</u>：ヒヤリング調査および実務者会議の参加見学	調査結果より、実務者会議の役割・意義は大きく2つあった。①実態把握としての進行管理を中心に機関連携を図ること、②事例検討を通じ事例理解を深めることで機関連携を図ること。また、児相が「実務者会議に参加することは、児相側にとって市町村の役割や市町村支援の実態を理解する機会となっていた。また施設退所事例についても実務者会議で共有を図る場となっていた。
佐藤まゆみ	2013	市町村における子ども家庭福祉行政実施体制再構築の課題—先駆的自治体インタビュー調査の分析から—	<u>目的</u>：市町村中心の子ども家庭福祉行政実施体制に再構築するにあたって解決すべき課題を明らかにすること <u>対象</u>：要対協先駆的自治体2、ショートステイ事業先駆的自治体2 <u>方法</u>：半構造化面接法によるインタビュー調査	市町村中心の子ども家庭福祉行政実施体制は、現状のままではできないということが明らかになった。法改正による市町村の役割強化の背景で、市町村だけでは解決できない課題を、財源や人材の手段のないままに抱えるようになっている。そこに児相の持つノウハウと専門性、スーパービジョン体制を活かす必要がある。また、家庭への支援を強化するために、子育て支援と社会的擁護の中間的なサービスとして、ショートステイや児童家庭支援センターの宿泊機能の活用が検討されるべき。さらに、法改正による市町村の役割強化に見合うだけの人材配置、財源確保、国や都道府県からの後方支援が必要。

表1 本研究の対象とした文献の概要(続き)

著者	年	テーマ	目的・対象・方法	結果概要
石田雅弘	2013	要保護児童対策地域協議会における今日の課題	<u>目的</u>: 要対協の現状について、筆者が大阪市要対協のSVとして赴いた経験から、要対協の在り方について実務的な課題を提供すること <u>対象</u>: 大阪市X区 <u>方法</u>: SV事業から見えた現状を、スタッフ会議の意見等を参考に整理	整理された課題として①虐待ケースの困難性、②組織間における児童虐待への認識の差、③コーディネーター(調整者)の専門性、④マネジメントの力量について、⑤虐待ケースの検討基準の統一化、⑥特定妊婦について、⑦施設退所児童への支援について、⑧飛行等の問題を抱える児童について、⑩社会的サービスの絶対的不足、が挙げられた。
加藤曜子	2014	児童虐待予防に向けた県と市町村の取り組み:ある自治体例からの一考察	<u>目的</u>: N県の虐待による乳児の死亡事例を契機に、行政の取り組みの課題を明らかにする <u>対象</u>: 2007年度1年間児童相談所と市町村で受理した虐待事例1228件(2008年調査) N県35市町村虐待事例対応職員75名(2010年調査) <u>方法</u>: 虐待のリスクアセスメント項目に沿って各事例を調査。 職員種別、対応件数、事例の相談経路、相談体制、調整機関体制、研修体制を調査。	2008年虐待事例調査:①0～2歳は児の所属するところがないので要対協での情報共有が重要、②孤立的な家庭ほど援助機関に拒否的、③特にネグレクト事例は支援に拒否的、④乳幼児は母子保健と福祉との協働が必要という課題が挙げられた 2010年調査:要対協の人員体制の課題(勤務年数低く、研修受講率低い、ソーシャルワーク専門職が少ない、正規職員が3割にとどまる、他業務兼務している、乳幼児健診未受診児対応が必要、という課題が挙げられた。
加藤曜子	2016	市町村児童家庭相談と要保護児童対策地域協議会の運営	<u>目的</u>: 市町村の児童家庭相談と要対協調整機関の関係について明らかにする <u>対象</u>: 全国各市区町村要対協担当者(有効回答717) <u>方法</u>: 郵送調査	児童家庭相談と調整機関の役割が不明確、調整機関の職務がわかりにくい、調整機関を担う職員の3割が非正規職、人口10万人以下の自治体では一般事務職で他業務を兼務といった課題が挙げられた。このような課題に対して、工夫をしている自治体の例も提示されている。

2. 対象文献の分析方法

分析方法は、テキスト分析の古典的な方法のひとつである「質的内容分析」(Mayring 1983)(Flick 2002)を参考にした。Mayring(1983)によれば、質的内容分析には、①要約的内容分析、②説明的内容分析、③構造化内容分析の3つの技法が含まれる。本研究においては、構造化内容分析、即ち重要な特性をデータから探し、タイプ化による構造化(typifying structuring)を行う技法を参照した。

分析のプロセスは次のとおりである。対象の13文献を熟読し、児童虐待対応の課題として考察されている内容で重要と考えられる、一定の意味をまとまりとする文節を取り出した。その一つひとつの文節の意味や特性を推論した後、ラベル名を付した。それらのラベルを、類縁性を有するグループにまとめ、ラベル名を包括するさらに上位のカテゴリー名を付した。

Ⅲ. 結 果

文献レビューの対象とした13文献の内容から、要対協を核として展開している児童虐待対応の重要な「課題」として考察されている部分を抽出し、質的に分析したところ、35のラベルが生成され、さらに6つのカテゴリーが生成された。生成されたラベルは以下の文中では【 】で、またカテゴリーは< >で示している。要対協や市町村の児童虐待対応における課題を象徴するものとして生成されたカテゴリーとラベルは表2のとおりであった。

表2 分析によって生成されたラベルとカテゴリー一覧

カテゴリー	ラベル
<役割認識>	【要対協は情報共有の場】
	【要対協の意義の浸透が不十分】
	【要対協運営の活性化の必要性】
	【実務者会議の位置づけや運営レベルの曖昧さ】
	【調整機関についての理解を得ることが第1歩】
	【実務者会議はスーパービジョン的立場】
	【要対協関係者のモチベーションを高める必要性】
<協働の意識と実践>	【幼少事例は母子保健と福祉の協働が重要】
	【一機関での抱え込みをせず協働の必要性】
	【兄相との連携の課題】
	【ネットワークの拡がりが限定的】
	【調整機関はつなぎ役】
	【専門職と行政職の連携、効果的な役割分担】
	【連携・協働をスムーズにするためのルール作り】
<専門性の育成と維持>	【職員に経験と技術が蓄積されない】
	【職員の研修実施体制が不十分】
	【スーパーバイザーの必要性】
	【職員の兼務】
	【職員の専門性】
	【専門性を維持するための体制】
	【要対協構成員の研修が必要】
	【調整機関にはコーディネート力が必要】
<専門性を発揮できる基盤づくり>	【予防の発想】
	【計画的かつ柔軟な人の配置】
	【個人の力量に頼らない体制づくり】
	【負担が偏らない体制づくり】
	【リーダーシップをとる存在の必要性】
<地域のネットワークと社会資源の充実>	【要対協運営の実務的課題】
	【実務者会議と代表者会議の連携の問題】
<対人支援技術の向上>	【要対協とその取り組みを施策として発展させる】
	【幼少事例ほど要対協活用が必要】
	【個別のケースに対する理解を深める必要性】
	【当事者の意見の反映】
	【虐待ケースの介入の困難さ】
	【虐待ケースの介入の困難さへの挑戦】

以下、各カテゴリーごとに、含まれるラベルと今回のレビューで対象とした先行研究の文中での具体的な記述の例を「斜体」で示す。

1. 要対協構成員や構成機関の＜役割認識＞に関する課題

＜役割認識＞のカテゴリーは、【要対協は情報共有の場】【要対協の意義の浸透が不十分】【要対協運営の活性化の必要性】【実務者会議の位置づけや運営レベルの曖昧さ】【調整機関についての理解を得ることが第1歩】【実務者会議はスーパービジョン的立場】【要対協関係者のモチベーションを高める必要性】の7つのラベルから成る。以下に各ラベルの具体例を示す。

【要対協は情報共有の場】の具体例には、「*合同で検討することにより、地域内の全体把握が可能*」、「*新たな情報が機関からもたらされることで、事例理解が深まり…*」等がある。

【要対協の意義の浸透が不十分】の具体例には、「*関連施設・機関の代表者や担当者に要対協の意義が十分に理解されておらず、これまで通り施設や機関においてケースを抱え込んでしまっている*」等がある。

【要対協運営の活性化の必要性】の具体例には、「*設置後の活用がきわめて不活発*」「*会議そのものがなぜ存在するのかの論議が十分に検討されていない場合には、活動がしにくい*」等がある。

【実務者会議の位置づけや運営レベルの曖昧さ】の具体例には、「*実務者会議で何をするのかコンセンサスを…共有しているのかどうか*」「*実務者会議の内容と役割分担が十分に検討されておらず形式的*」等がある。

【調整機関についての理解を得ることが第1歩】の具体例には、「*地域内の他の子どもに関するネットワーク会議に参加する等、調整機関の役割を理解してもらうことが連携の要件*」等がある。

【実務者会議はスーパービジョン的立場】の具体例には、「*進まないケースを別の視点からとらえなおす*」「*実務者会議は、個別ケース検討会議が十分になされているのかを検討する役割*」等がある。

【要対協関係者のモチベーションを高める必要性】の具体例には、「*市町村の対応力向上にあたって、意識の醸成と仕組みづくりの関係はひとつの大きなポイント*」「*(要対協への)参加の度合いひとつを取り上げてみても機関によって異なる。そしてその背景にあるのが児童虐待に対する認識の差*」等がある。

2. 要対協構成員や構成機関の＜協働の意識と実践＞に関する課題

＜協働の意識と実践＞のカテゴリーは、【幼少事例は母子保健と福祉の協働が重要】【一機関での抱え込みをせず協働の必要性】【児童相談所（以下、児相とする）との連携の課題】【ネットワークの拡がりが限定的】【調整機関はつなぎ役】【専門職と行政職の連携、効果的な役割分担】【連携・協働をスムーズにするためのルール作り】の7つのラベルから成る。以下に各ラベルの具体例を示す。

【幼少事例は母子保健と福祉の協働が重要】の具体例には、「*健診未受診…未所属児童の中に要*

保護児童が含まれる」「母子保健と福祉領域の協働」等がある。

【一機関での抱え込みをせず協働の必要性】の具体例には、「要対協の意義が理解されておらず…ケースを抱え込んでしまっている」「担当者間で十分な連携をとりうる体制が求められる」等がある。

【児相との連携の課題】の具体例には、「児相（県）と市町村の間に不信感」「知識とスキルを上げるためには実的な児相との連携は必須」等がある。

【ネットワークの拡がりが限定的】の具体例には、「ネットワークの参加者が固定化」等がある。

【調整機関はつなぎ役】の具体例には「調整機関として日頃から連絡を取り合い、他の子どもに関する会議があれば出席するなどのつなぎ役を意識すること」等がある。

【専門職と行政職の連携、効果的な役割分担】の具体例には、「福祉に係る専門知識・技術を持った人材と行政職として経験のある人材が協働する必要性」等がある。

【連携・協働をスムーズにするためのルール作り】の具体例には、「ケースの見直し基準やケースの廃止基準について…統一した認識が持てるように」「ケースの選定基準を明確にし、体制を整備していくこと」等がある。

3. 要対協の調整機関を担う人材や部門の＜専門性の育成と維持＞の課題

＜専門性の育成と維持＞のカテゴリーは、【職員に経験と技術が蓄積されない】【職員の研修実施体制が不十分】【スーパーバイザーの必要性】【職員の兼務】【職員の専門性】【専門性を維持するための体制】【要対協構成員の研修が必要】【調整機関にはコーディネイト力が必要】【予防の発想】の9つのラベルから成る。以下に各ラベルの具体例を示す。

【職員に経験と技術が蓄積されない】の具体例には、「正規職員の勤務年数は1～3年未満が多く…」「熱心な担当者が異動してしまうと途端に進捗状況が停滞する」「過度な担当者の交代は（現場の）声をまとめる力、分析力を阻害する可能性」等がある。

【職員の研修実施体制が不十分】の具体例には、「要対協の人員体制の問題…研修を受けた割合は低かった」「正規職員の研修受講割合は約3割」等がある。

【スーパーバイザーの必要性】の具体例には、「スーパーバイザーの不在」「スーパーバイズ体制の薄さ」等がある。

【職員の兼務】の具体例には、「市町村は人材が足りないことを兼務体制で補っていることにより、専門職が十分に力を発揮できない状況」「人口10万以下では一般事務職が調整機関を担っており、また他業務を並行して実施しているため負担が重い」等がある。

【職員の専門性】の具体例には、「要対協事務局の担当者…ケースマネージャーとしての専門性を高めること」「ソーシャルワークを学ぶ機会のない職種が担当している」「専門職ならではの能力や援助方法への視点が求められる」等がある。

【専門性を維持するための体制】の具体例には、「支援の連続性の実現にあたっては、記録や進捗管理の仕組みと事務局の機能強化、さらには複数の担当者の配置による専断的な対応が必要」

「調整的機能と相談機能を機能別に整理し、担当者もそれぞれの役割を自覚しておく必要性」等がある。

【要対協構成員の研修が必要】の具体例には、「個別ケース検討会議情報への不理解、虐待対応の知識の不足、虐待に関する研修を受けていない」等がある。

【調整機関にはコーディネイト力が必要】の具体例には、「調整機関として個別ケース検討会議においては司会者として、個別ケース検討会議では事例理解を深める解説者役、参加者の認識度の差を埋めていく仲介役、司会でない場合には推進役…」 「調整機関として、個別ケース検討会議の開催時期を適切に見極めること」等がある。

【予防の発想】の具体例には、「半数近い市区町村では予防的な取り組みを行っていないか、予防という発想で児童虐待対応を考えていないことがうかがえる」等がある。

4. 3を下支えする＜専門性を発揮できる基盤づくり＞の課題

＜専門性を発揮できる基盤づくり＞のカテゴリーは、【計画的かつ柔軟な人の配置】【個人の力量に頼らない体制づくり】【負担が偏らない体制づくり】【リーダーシップをとる存在の必要性】【要対協運営の実務的課題】の5つのラベルから成る。以下に各ラベルの具体例を示す。

【計画的かつ柔軟な人の配置】の具体例には、「組織的で連続性のある安定的な仕組みのための体制づくりと人材の確保が必要」等がある。

【個人の力量に頼らない体制づくり】の具体例は、「個人に頼っている現状…そうせざるを得ない組織的な問題」等がある。

【負担が偏らない体制づくり】の具体例は、「専任担当者が1名の場合、ネットワークが作れず」「複数の担当者を置く必要性」等がある。

【リーダーシップをとる存在の必要性】の具体例は、「誰かリーダーシップを発揮できる人材が必要」等がある。

【要対協運営の実務的課題】の具体例は、「書式の課題、資料準備の煩雑さ」「限られた時間内で全ケースを検討することは難しい」等がある。

5. ＜地域のネットワークと社会資源の充実＞の課題

＜地域のネットワークと社会資源の充実＞のカテゴリーは、【実務者会議と代表者会議の連携の問題】と【要対協とその取り組みを施策として発展させる】の2つのラベルから成る。以下に各ラベルの具体例を示す。

【実務者会議と代表者会議の連携の問題】の具体例は、「実務者会議と代表者会議の連携が十分でない」等がある。

【要対協とその取り組みを施策として発展させる】の具体例には、「実効性を生む手立て、仕組み…時代に合わせた制度の評価、点検の仕組みを根付かせることも必要」「サポートネットワークがうまくいくには、社会資源が豊かであることも、その支援の質を高めることにつながってく

る」等がある。

6. <対人支援技術の向上>の課題

<対人支援技術の向上>のカテゴリーは、【幼少事例ほど要対協活用が必要】【個別のケースに対する理解を深める必要性】【当事者の意見の反映】【虐待ケースの介入の困難さ】【虐待ケースの介入の困難さへの挑戦】の5つのラベルから成る。以下に各ラベルの具体例を示す。

【幼少事例ほど要対協活用が必要】の具体例には、「所属機関が少ない0～2歳の在宅支援…要対協活用の必要性が高い」「支援が必要なのは子どもでなく親」等がある。

【個別のケースに対する理解を深める必要性】の具体例には、「家族全体、家族の背景に関するアセスメントが必要」「子どもの成長に応じた支援、役割の変化に対応すること」等がある。

【当事者の意見の反映】の具体例には、「当事者参加の重視はわが国でも必要」「常に当事者の意見を入れておくこと」等がある。

【虐待ケースの介入の困難さ】の具体例には、「アセスメントに必要な情報が収集できにくい」「家族の生活実態が把握できない者が多く…」等がある。

【虐待ケースの介入の困難さへの挑戦】の具体例には、「孤立的な家庭にはアウトリーチを含めた、より積極的で丁寧な支援体制をとる必要性」「孤立的で拒否的な養育者へは援助関係が築きにくいいため、専門的な面接訓練を受けた担当者がキーパーソンとして関わる必要性がある」「罰することではなく、当事者が参加して自分の問題として認識をしつつより良い方向へ動機づけられていくことが必要」等がある。

IV. 考 察

1. 要対協構成員や構成機関の<役割認識>に関する課題について

要対協は個別ケース検討会議、実務者会議、全体会議の三層構造で構成され、要対協の運営やネットワークの調整は調整機関が行う。市町村の児童家庭福祉主管課や母子保健主管課の中に、調整機関の役割を担う職員が配置されることが多い。要対協は、平成27（2015）年4月1日には全国の市区町村のうち99.4%に設置されており（厚生労働省 2016）、平成19（2007）年の児童福祉法改正時に示された“要対協設置の努力義務化”は概ね達成している状況である。しかしその運営については市町村に任されており、実際にはさまざまな課題が生じていることが先行研究のレビューから明らかになった。

まず実務者会議の<役割認識>についての課題がある。今回の先行研究の分析から、【実務者会議の位置づけや運営レベルの曖昧さ】が現実存在しながら、【実務者会議はスーパービジョン的立場】や、【要対協関係者のモチベーションを高める必要性】が求められているということがわかった。実務者会議の位置づけや運営については、平成17（2005）年2月25日付け雇児発第0225001号「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（以下、要対協指針、とする）が示され

ているものの、市町村の規模の違いや、増え続ける市町村への児童虐待に関する相談対応に追われながら実務者会議を運営する困難さがあると考えられる。そのような中で、スーパービジョンやモチベーション向上の役割が実務者会議で発揮されるには、調整機関（調整機関の役割を担う職員）が上手く機能する必要がある。

この調整機関の業務は、要対協指針によれば、①地域協議会に関する事務の総括、②支援の実施状況の進行管理、③関係機関との連絡調整、と示されている。先行研究から、「調整機関の職務内容がわかりにくい」中で、「地域内の他のネットワークに参加する等、調整機関の役割を理解してもらうことが連携の要件」になるという役割認識から、表には見えにくいネットワークづくりに努力している状況を把握した。このような努力は、調整機関に配属された職員の個々の力量や意識に委ねられているところが大きいと思われる。しかし、調整機関に配置すべき職員は、要対協指針に「児童福祉司、保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員」と非常に幅広く規定されており、この職種の肩書や資格を持っているというだけでは、求められる調整機関の役割を十分遂行できるとはいえない。この調整機関の役割を担う職員に求められる役割とその専門性についての課題は、後述する。

2. 要対協構成員や構成機関の＜協働の意識と実践＞に関する課題

＜協働の意識と実践＞の課題では、「母子保健と福祉領域の協働」、「一機関による抱え込みの防止」、「（支援計画の管理をしている）ケースの基準について…事例を出し合って…統一した認識が持てるように…」といった意識を持ちながら実践している具体例が多く示された。この＜協働の意識と実践＞を促進するために要となっているのは調整機関である。「調整機関として、日頃から（要対協に参加する）機関と連絡を取り合い、他の子どもに関する会議に機会があれば出席する…」など、【調整機関はつなぎ役】として表面には現れにくい活動を行っているのである。

また、協働が必要なのは要対協に参加する市町村内の機関同士だけではない。具体的記述も多く、より切実な課題が【児相との連携の課題】である。今回レビューの対象とした先行研究は市町村側の実態調査を行ったものばかりであるため、ここで扱うのは市町村から見た児相との連携の課題である。児相に対して、「市町村の担当者がある程度の知識やスキルをあげるためには、**実際的な児相との連携は必須**」「**ノウハウの伝達（が必要）**」と、特にケースワークの知識や技術の伝達を強く求めていることがわかる。後述するが、市町村の要となる調整機関に配属される職員の専門性は未だ十分ではない。しかし、児相側も児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどり、児相職員に熟練者が定着しているとは言い難い状況である。そのような中で、本来虐待事例の危機的な状況では最も連携をしなければならない児相と市町村が、「一時保護など…**児相だけが持つ権限をめぐって、児相と市町村の間に不信感が生じることもある**」という。このような状況を受けてのことか、平成28（2016）年の児童福祉法改正においては児童相談所の専門性の強化が謳われている。児童心理司、医師または保健師、弁護士、児童福祉司（スーパーバイザー）、社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事し講習会修了した者の配置についての規定と配

置数の基準が設けられたのである。これらの職種の中で市町村との連携窓口の役割は主に児童福祉司が担うと思われる。児相の強化を法改正で謳うのであれば、市町村との連携やサポートを行う役割をとる者として、ソーシャルワークの専門職であり国家資格を持つ社会福祉士を明確に規定すべきであると考ええる。

3. 要対協の調整機関を担う人材や部門の＜専門性の育成と維持＞の課題

先述したとおり、要対協の調整機関は、市町村における児童虐待対応を迅速かつ組織的にすすめる、児童虐待家庭の在宅支援をより効果的にすすめていくための、まさに「要」となるところである。しかし、その課題として先行研究に挙げられているのは、【職員の専門性】【職員に経験と技術が蓄積されない】【職員の研修体制が不十分】というものであった。このことに深くかかわっていると考えられるのが、「人員体制の問題」である。「正規職員の勤務年数は1～3年未満」で異動となり、しかもその職員は「一般事務職が調整機関を担い」かつ「他業務を並行して実施」する「兼務体制」である。「ソーシャルワークを学ぶ機会がない職員」が調整機関を担当していることもあり、先述した調整機関に求められる役割や専門性を遂行することなど、このような状況では到底できないものと考えられる。

このような厳しい状況にあっても、在宅で困難な状況におかれている児童虐待家庭に何とかして介入し状況を改善したいと考え、調整機関自らの対応力・専門性を向上させたいと考える場合に、【スーパーバイザーの必要性】が出てくる。しかし、先行研究では「スーパーバイズ体制の薄さ」「スーパーバイザーの不在」が指摘されている。児童虐待家庭は、経済的な問題・親の就労の問題・親あるいは子どもの疾病や障害・DV・アルコール等の嗜癖等さまざまな問題が複雑に絡んだ状況であることが少なくない。要対協の調整機関や参加機関だけでアセスメントを続けると、対象家庭のマイナス面ばかりに気をとられ、大局的なアセスメントができなくなる場合がある。このような状況を防ぎ、対象家庭のわずかな肯定的変化であっても捉えて支援に活かすことができる、そしてそのような支援関係者の努力が評価されるように、スーパーバイザーと共に客観的に対象家庭を見つめ直す機会が必要である。

以上のような状況を打開するために、「調整者としてこのような役割を十分に果たせる人材を養成していく仕組み」、さらには「人材の確保や財源が必要」と先行研究でも指摘されている。このような人材養成の仕組み、人材や財源の確保は、当然のことながら自治体での予算の獲得が必要になる。どの自治体においても自治体単独で予算を増やすことは非常に困難である。また、調整機関の担当者自らが日常業務（虐待事例の相談、要対協運営のための事務的作業、要対協参加機関との連絡調整、個別ケース検討会議・実務者会議の開催等）に追われながら、予算要求の作業を行うことも困難である。やはり、国レベル・都道府県レベルで、市町村で児童虐待に対応する、特に要対協調整機関を担当する職員の十分な育成と確保のために予算措置が行われることが必要である。

現在、半ばなし崩しのような状況で市町村による在宅支援を余儀なくされている虐待事例も多

く存在すると考えられる。しかし、例えば「行政による強権的な介入によって親子分離が行われてきたことの反省として親支援のあり方が見直され始めた」（佐藤 2016:409）というデンマークでは、課題を抱える子育て中の家族の在宅支援に力を入れる方向へと政策転換を図り、先進的な地域では「45人のスタッフが40家族を対象にするほど」（佐藤 2016:410）の支援体制を構築しているという。日本では、平成28年の母子保健法の改正において妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」の設置が市町村の努力義務として法定化され、同年の児童福祉法改正において「市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとする」と規定された。これらの改正により課題のある子育て家庭や虐待が現に生じているような家庭に対して、これまでと異なるどのような在宅支援を充実させることができるのか、法改正の文言からは具体的なあり方が見えてこない。さらに、この子育て世代包括支援センターと従来の要対協調整機関との関係や位置づけも明示されていない。新しい子育て支援体制と児童虐待防止体制を、それぞれの市町村の実情に応じた形で構築し定着させることができるよう、国や都道府県のサポートやコンサルティングが必要である。

4. 3を下支えする＜専門性を発揮できる基盤づくり＞の課題

要対協調整機関の職員が＜専門性を発揮できる基盤づくり＞には、要対協調整機関が複数の構成員で組織され、チームとして専門性を発揮できる体制を整えることが必要である。熱意ある職員「個人に頼っている」だけでは、児童虐待家庭の複雑かつ困難な問題が次々に相談として市町村に持ち込まれている現在の状況には、とても対応していくことはできない。調整機関担当職員個人の熱意や技量に頼るだけでは、根本的な問題解決は難しく、目の前の出来事に対処だけで手いっぱいになってしまう。さらには、「担当が実質1名の場合、ネットワークが作れず」熱意ある職員を消耗させ、バーンアウトに至るおそれもある。

児童虐待問題を少しでも解決していこうという「情熱や意識、経験を連続性を持って積み上げる」ために、「質的向上のための研修や現任研修」を実施し、「一人に対応する体制ではなく係に複数の担当者を置く」など【個人の力量に頼らない体制づくり】【負担が偏らない体制づくり】を構築していくことが必要となる。当然そのような組織体制の中には【リーダーシップをとる存在の必要性】もでてくるだろう。

以上のことを実現していくためには、前項3＜専門性の向上＞の課題でも述べたように、市町村で児童虐待に対応する、特に要対協調整機関を担当する職員の十分な育成と人員確保のために予算措置を必要とする。しかし、単に人を増やせば良いというものではなく、市町村における児童虐待対策・児童虐待防止対策の中核的な存在として【計画的かつ柔軟な人の配置】を行う。このことによって＜専門性を発揮できる基盤づくり＞が始められるのではないだろうか。

5. ＜地域のネットワークと社会資源の充実＞の課題

前述した1から4の考察は、主に要対協の構成員、構成機関、そして調整機関など、児童虐待

家庭への直接的な支援を行う立場に関わる課題であった。＜地域のネットワークと社会資源の充実＞とは、このような直接的支援を円滑に、また柔軟に展開していくための手段の選択肢を拡げるという課題である。

市町村に通告や相談が持ち込まれる児童虐待事例への直接的な対応は、多くの場合行政機関の母子保健や児童家庭福祉の部門が行うが、そのように窓口となる部門が関わるだけでは容易に解決しない事例が多い。そのため要対協で情報を共有し、必要な支援の計画を立案し、関係機関や職種の役割分担を行いながら支援を実施していくのである。しかし、支援のための既存のネットワークや既存の施策を用いても、状況が改善せず支援計画が手詰まりになる事例も多い。既成概念を超えた柔軟なサービス、新しいサービスが必要とされているのである。

今回対象とした先行研究の中でも「社会資源が豊かであることも、その支援の質を高めることにつながってくる」と述べられ、その社会資源の創出のためには「実効性を生む手だて、仕組み…時代に合わせた制度の評価、点検の仕組み」「分析できる力量や政策に反映できる仕組み」が求められている。つまり、要対協には、個々の事例の支援計画と進捗管理だけに埋没するのではなく、【要対協とその取り組みを施策として発展させる】こと、即ち、現在の制度やサービスの限界、そしてさらに必要とされる支援方法や新しいサービスのアイデアを発信し、新たな社会資源の創出へとつなげていく役割が求められているのである。

このように既存の制度やサービスの枠組みを超えた新たな社会資源を創出するためには、要対協の三層構造のトップにある代表者会議が形式的ではなく実効性のある会議であることが必要になる。今回のレビューにおいては【実務者会議と代表者会議の連携の問題】が抽出されたが、多くの市町村の代表者会議が形骸化したものであるという報告も多数ある。要対協を設置する市町村において、まさに子どもとその家族を支援するための機関が集まるのが代表者会議である。わがまちの子どもたちの、特に虐待等での支援を必要とする子どもたちの最善の利益をどのように保障するのか、そのことを真剣に検討し何らかの手立てを生み出すことができる代表者会議としていく必要がある。

6. ＜対人支援技術の向上＞の課題

＜対人支援技術の向上＞の課題の中では、生命の危険の高い乳幼児・孤立や拒否のある養育者・養育者に精神的な問題や人格障害の問題がある場合、など介入に慎重さや困難さを伴う場合の課題が抽出された。このような困難事例への対応について、「個別ケース検討会議で…問題理解できなかった」「支援方針や評価ができていない」など、まずは【個別のケースに対する理解を深める】必要性が抽出されており、市町村における児童虐待事例に対するソーシャルワーク実践そのものに、まだ課題が残されていることが明らかになった。これは、先の要対協の調整機関を担う人材や部門の＜専門性の向上＞の課題の項で述べたように、ソーシャルワークを実践する専門職が配置されていない、また兼務体制や短期間の異動などの課題があることも大いに関係している。

このような状況に対しては、先に述べた【計画的かつ柔軟な人の配置】による専門性を発揮できる基盤づくりとともに、「専門的な面接訓練を受けた担当者がキーパーソンとして関わる」「家庭の事情をアセスメントしながら…支えていく」「罰することではなく、当事者（養育者）が参加して自分の問題として認識をしつつより良い方向へ動機づけられていくことが必要」等の具体例にあるように、対人支援の基本として、まずは着実な【援助関係の構築】を目指すことが求められていることがわかった。しかし【虐待ケースへの介入の困難さ】が多くある中で、【援助関係の構築】は決してたやすいことではない。先行研究の具体例にあるような「専門的な面接訓練」とはどのようなものか、「当事者（養育者）が自分の問題として…動機づけられていく」というような関わり方はどのようなものなのか、先行研究では明確にされていない。特に市町村における児童虐待家庭への関わりは、子どもの一時保護などの権限を伴わず、養育者に拒否されないよう慎重に行っていかなければならないという特徴がある。しかし、児童虐待家庭をただ見守っているだけでは何の解決にもならず、何らかの方法で【援助関係の構築】を図っていくことが必要になる。この【援助関係の構築】の具体的なプロセスやその時に用いる具体的な手段などを明確にしていくことが必要である。このことは筆者の研究課題でもある。

7. 文献レビュー全体を通して見出された課題とこれからの方策

前述した1から6の考察は、今回対象とした文献の具体的な内容を質的に分析して抽出した課題である。ここからは、文献レビュー全体を通して見出された課題について、以下2点を述べていきたい。

1) 子どもと家族にとって有用な政策転換に結びつくような全国の実態調査の必要性

今回の文献レビュー対象とした先行研究のうち全国の市町村全数を対象とした調査はわずか2つであった。その他の先行研究は、先進的な取り組みを行っている市町村、あるいは主任研究者がスーパーバイザー等の立場で関わっている少数の市町村を対象とした調査結果を分析したものが多かった。要対協の取り組みとして先進的な実践が行われている市町村でさえ、今回抽出したような課題が山積しているという現状なのである。では、先行研究の調査対象にならなかった市町村では、どのような課題があるのか。そこにはさらに困難な課題が潜んでいることも考えられる。一部の先進的な市町村の取り組みだけでなく、全国的に実態を把握し、それが子どもたちの将来にどのような影響を及ぼし得るのか明確になるような調査が実施される必要があると考える。

イギリスでは1997年の労働党への政権交代を機に、「シュアスタート Sure Start」という政策が始まった。この政策に対しては、当初1999～2002年の3年間に4億5千万ポンド（およそ630億円）、さらにプログラムの拡大に伴い2003～2004年には5億ポンド（およそ700億円）の予算措置がされ、かつ財源の使用目的はシュアスタートに明確に限定されていた（Belsky ら 2007）。この政策は、1998年の「8歳以下の児童へのサービスに関する総合的支出レビュー」

という国の財務当局による調査報告から始まっている。これは労働党政府の総合的財政見直しの一環として子どもと青少年に対するサービスの横断的な見直しを行ったものである。この横断的な見直しによって、①年少児とその家族に対するサービスの質は地域によって大きな幅があり、長年相互に調整されず細切れの状態提供されていたこと、②特に4歳以下の子どもを対象としたサービスは不適切なものであったこと、という見解が得られた。このような見解を得たことによって、最も困窮している地域の0～4歳とその家族の健康とウェルビーイングの増進を目的とした、シュア・スタートという名称のプログラムを立ち上げることが始まったのである。このシュア・スタートの立ち上げにあたっては「貧困による子どもとその家族の生活困窮は、子どもの生育に悪影響を与え、その結果貧困の世代間連鎖をもたらす」という認識が大きな前提として存在しており、またシュア・スタートを始めることによって、貧困と社会的排除が与える長期的な影響を食い止めようとするものであった。(埋橋 2009)。

このようなイギリスの例を振り返ると、これまでに日本で行われてきた実態調査は、先に述べたように一部の实態でしかない可能性があり、またその結果は広く国民の意識を変化させるほどには公表されておらず、政策を変化させるほどのインパクトを伴っていない、という印象が強い。子どもの貧困問題や児童虐待という、将来を担う子どもたちに関わる深刻な問題を真剣に解決しようとするならば、障壁となる課題や現状の施策の課題が本当に浮き彫りになるような調査を、国が主導して実施し、広く国民にも周知し、解決のための大きな政策転換を図る機運を高めていくべきであると考え。実態だけではなく、現在の子どもの貧困や児童虐待の問題がこのまま継続することによって、日本の将来にどれほどの損失をもたらすのか、抜本的な解決のために国家の予算を投資することで得られる利益について試算できるような調査が行われるべきである。

2) 要対協の「調整機関」のあり方について

今回の文献レビューにおいて、要対協の調整機関は、市町村の児童虐待家庭への支援を推進する要になる、ということを実にも述べてきた。この調整機関に関して、平成28年5月の児童福祉法一部改正において、要対協調整機関に専門職として「調整担当者」を置くことが努力義務とされ、その調整担当者は所定の研修を受けることが義務付けられた(公布・施行は平成29年)。さらに、その調整担当者は児童福祉司、保健師、看護師、保育士等の専門職とすべきとされている。この改正は一定進展があるように見えるが、専門職で研修を義務付けられた調整担当者を置くことを「義務付け」ただけのことである。この改正で、市町村は専門職を雇用し、研修を受けさせる必要がでてくるが、そのための予算獲得の十分な根拠となり得るのか。行政における新たな人員の確保や配置は、往々にしてその自治体の首長の方針や財政状況によって左右されることが多い。このことを突破できる根拠となるだけの力が、今回の法改正にあるのかどうか不透明である。

また、調整担当者として専門職を配置するべしという改正内容にはなっているが、人口や出

生数等に応じた配置人数の基準や、その専門職が有すべきソーシャルワークの能力や技術のあり方が明確にされていない。ただ、児童福祉司、保健師などの資格を有していればよい、というだけの改正では、本当に必要な調整機関としての能力を発揮することは困難であると考えられる。調整機関の調整担当者の配置を義務付けるだけではなく、調整担当者として必要な能力や技術、そして配置人数の基準を明確にするべきであるし、先述したようにソーシャルワークの専門職である社会福祉士を配置することを明示すべきであると考えられる。

【文献】

- 安部計彦 (2011) 「ネグレクトに対する市町村の予防的取り組み」『西南学院大学人間科学論集』7(1), 47-58.
- Belsky, J., Barnes, J., and Melhuish, E. (2007) *The National Evaluation of Sure Start, Does area-based early intervention work ?* (=2010, 清水隆則監訳『英国の貧困児童家庭の福祉政策—“Sure Start”の実践と評価』明石書店, 4-6.)
- Flick, C. (1995) *Qualitative Forschung*, Rowohlt Taschenbuch Verlag GmbH. (=2002, 小田博志・山本則子・春日 常・ほか訳『質的研究入門—<人間の科学>のための方法論』春秋社, 237-241.)
- 石田雅弘 (2013) 「要保護児童対策地域協議会における今日的課題」『奈良文化女子短期大学紀要』44, 15-26.
- 柏女霊峰 (2013) 「子ども虐待防止と支援の課題—実践を通して感じること」『マッセ Osaka 研究紀要』16, 99-114.
- 加藤曜子 (2007) 「市町村ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）多機関間会議—実務者会議を中心に考える」『流通科学大学論集—人間・社会・自然編』19(3), 29-42.
- 加藤曜子 (2007) 「市町村および民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究 市町村における虐待対応ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）実態と課題」『厚生労働省科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業 児童虐待等の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究 平成18年度報告書1/2』313-330.
- 加藤曜子 (2010) 「市町村ネットワーク；調整機関の役割—要保護児童対策地域協議会調整機関と個別ケース検討会議参加機関調査から」『流通科学大学論集—人間・社会・自然編』22(2), 51-62.
- 加藤曜子 (2011) 「市町村虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）のケースマネジメント—実務者会議の意義と児童相談所の役割」『流通科学大学論集—人間・社会・自然編』23(2), 13-23.
- 加藤曜子 (2013) 「要保護児童対策地域協議会—機能するための要件・ファミリーソーシャルワークの視点」『マッセ Osaka 研究紀要』(16), 29-39.
- 加藤曜子 (2014) 「児童虐待予防に向けた県と市町村の取り組み—ある自治体例からの一考察」

- 『流通科学大学論集—人間・社会・自然編』23(2), 13-23.
- 加藤曜子 (2016)「市町村児童家庭相談と要保護児童対策地域協議会の運営」『流通科学大学論集—人間・社会・自然編』28(2), 29-41.
- 木下隆志 (2008)「阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について」『関西国際大学研究紀要』9, 181-193.
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 (2016)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第12次報告)」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137028.html>, 2016.9.16).
- 厚生労働省 (2016)「平成28年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」
- 厚生労働省児童相談所長研修 (2016)「子ども家庭福祉の動向と課題 平成28年4月19日」
(<http://www.crc-japan.net/contents/situation/index.html> 子どもの虹情報研修センターホームページ, 2016.4.19).
- 厚生労働省 (2016)「平成27年度児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>, 2016.8.4).
- 松本伊智朗 (2010)「いまなぜ『子ども虐待と貧困』か」松本伊智朗 (編)『子ども虐待と貧困—「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店, 9-44.
- 松本伊智朗 (2013)「子ども・家族が直面する複合的困難—調査対象事例の概況『重なり合う不利』と社会的支援」松本伊智朗 (編)『子ども虐待と家族—「重なり合う不利」と社会的支援』明石書店, 20-36.
- Mayring, P. (1983) Qualitative Inhaltsanalyse: Grundlagen und Techniken (8th edn 2002). Weinheim: Deutscher Studien Verlag.
- 佐藤まゆみ・柏女霊峰 (2008)「市区町村を中心とする子ども家庭福祉行政実施体制の再構築とその課題に関する研究—質問紙調査の単純集計結果を中心に」『日本子ども家庭総合研究所紀要』45, 395-405.
- 佐藤まゆみ (2010)「要保護児童対策地域協議会をもつ市町村の抱える課題の構造化に関する一考察」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』17, 85-107.
- 佐藤まゆみ (2013)「市町村における子ども家庭福祉行政実施体制再構築の課題—先駆的自治体インタビュー調査の分析から」『和洋女子大学紀要』53, 21-32.
- 佐藤桃子 (2016)「子ども家庭福祉分野における親支援について—デンマークのATAプログラムにみる在宅支援の可能性」『子どもの虐待とネグレクト』17(3), 408-416.
- 鈴木崇之 (2010)「会津管内における市町村要保護児童対策地域協議会の現状と課題」『会津大学短期大学部研究年報』67, 181-202.
- 埋橋玲子 (2009)「イギリスのシュア・スタート—貧困の連鎖を断ち切るための未来への投資・地域プログラムから子どもセンターへ」『四天王寺大学紀要』(48), 377-388.
- 山縣文治 (2013)「子ども虐待の現状と課題」『マッセ Osaka 研究紀要』(16), 3-13.

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132785.html>, 2016.08.04)

山邊朗子・村井龍治・山田容・ほか（2014）『滋賀県における家庭児童相談に関する調査研究結果報告書』龍谷大学, 46-49.